

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または児童が、就職や安定した就労のため高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指して対象講座を受講する際の受講費用の一部を支給する制度です。

《対象となる方》

ひとり親家庭の親または児童で、次のすべての要件を満たす人。

- ①市内に住所があり、現に20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭である。
- ②母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている。
- ③高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる。

《対象外となる場合》

- ・高校卒業者など大学入学資格を取得している。
- ・試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる。
- ・過去に当給付金の支給を受けたことがある。

《対象講座》

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

《支給額》

対象講座の受講のために支払った費用を対象に、以下のとおり支給します。

	通信のみで受講する方		通学で受講する方 (通信・通学併用の方も含む)	
	支給割合	上限額	支給割合	上限額
①受講開始時給付金	40%	10万円	40%	20万円
②受講修了時給付金	10%	12万5千円 (①の額を除く)	10%	25万円 (①の額を除く)
③合格時給付金	10%	15万円 (①②の額を除く)	10%	30万円 (①②の額を除く)

※①②の給付金は、算定額が4,000円未満の場合は支給されません。

《お問い合わせ・事前相談の予約》

当制度を利用するためには、対象講座や受給要件を確認するため、事前相談が必要です。

受講を申し込む前に、相談日程の予約をお願いします。

上尾市こども未来部こども支援課 ひとり親支援担当

電話：048-775-6819（直通）

受付時間：月～金曜日（祝・休日除く） 8時30分～17時00分

《手続きのながれ》

①事前相談（受講申し込み前）※要予約

- ・受講を申し込む前に、対象講座や受給要件を確認する事前相談が必要です。
- ・生活や就労の状況を伺いながら自立や就業に向けた目標を設定する「就労支援プランシート」を作成します。

【必要な持ち物】

- 希望する講座の内容が分かるもの（講座のパンフレット等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

②対象講座指定申請（受講開始前）

- ・講座の受講開始前に、次の書類等をそろえて対象講座の指定申請を行ってください。

【必要な持ち物】

- ひとり親家庭の親及び児童（20歳未満）の戸籍謄本または抄本
- 講座の内容が分かるもの（講座のパンフレット等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

③支給申請（受講開始後）

①受講開始時給付金

受講を開始した日から30日以内に、次の書類等をそろえて支給申請してください。

②受講修了時給付金

受講を修了した日から30日以内に、次の書類等をそろえて支給申請してください。

③合格時給付金

文部科学省から合格証書が送付された後、合格証書に記載されている日から40日以内に、次の書類等をそろえて支給申請してください。

【注意】 合格時給付金は、受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給します。

【必要な持ち物】

共通で必要な書類

- ひとり親家庭の親及び児童（20歳未満）の戸籍謄本または抄本
- 受講対象講座指定通知書（原本）
- 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- 通帳・キャッシュカード等（申請者名義の振込先口座が分かるもの）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

受講修了時給付金の申請に必要な追加書類

- 講座の受講修了を証明する受講修了証明書の写し

合格時給付金の申請に必要な追加書類

- 文部科学省が発行する高卒認定試験に係る合格証書の写し

※支給申請時点で市外に住所を異動している場合や、児童が20歳を超えている場合、ひとり親家庭でなくなった場合には支給が受けられませんのでご注意ください。